

神戸市土砂の埋立て等による 不適正な処理の防止に関する条例

条例の目的

汚染土壌や異物が混入した土砂を使用した土砂埋立てを防ぎ、市民の安全・安心なくらしを確保するため、「神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例（市条例）」（令和２年１１月１日施行）を制定しています。

※ 条例制定時は、建設工事等で発生した土砂が適切な管理がなされずに過剰に土砂が堆積されたこと等による崩落事故の防止のための基準等も条例で定めて規制していましたが、令和６年４月１日からは盛土規制法（宅地造成及び特定盛土等規制法）に基づいて、より厳しく規制されることになりました。

対象となる土砂埋立て等

市条例の対象となる土砂埋立て等は、次のとおりです。

- 埋立て⇒周辺の地盤面より低い地点を埋め立てること
- 盛土⇒周辺の地盤面より高くなるように土砂等を盛り、水平な敷地をつくること
- 一時堆積⇒他の場所への搬出を目的として、周辺の地盤面より高くなるように一時的に土砂を盛ること。

※ 切土（傾斜のある土地を平坦にするため、削り取り地盤面を低くすること）は対象外



埋立て



盛土



一時堆積

土壌安全基準に適合しない土砂埋立て等の禁止

土壌安全基準に適合していない土砂等を使用して、土砂埋立て等を行うことは、いかなる場合でも禁止しています。

そのような土砂を使用されているおそれがある場合や現に使用していることを確認した場合には、土壌汚染調査や水質調査等の命令、措置命令等の対象となります。

土壌安全基準とは

人の健康を保護し、並びに生活環境及び自然環境を保全する上で維持することが必要なものとして、土壌の安全に関する基準（土壌安全基準）を定めています。（27 項目）

土砂埋立て（特定事業）の許可

申請から事業完了までの流れ

特定事業の許可申請から事業完了までの一般的な流れは、以下のとおりです。

1. 許可申請前

- ◆事前相談（任意）
- ◆事前協議

- 特定事業の許可が必要かどうかを確認
- 特定事業の許可が必要な場合、事前協議書の提出

2. 許可申請に向けた準備

- ◆住民への周知等

- 説明会の開催
- 土地所有者の同意

- ◆事業区域の面積に応じた対応

- 環境影響調査の実施（事業区域の一部又は全部が市街化調整区域でかつ事業区域の面積が 10,000 ㎡以上の場合）
- 保証金の預入れ（事業区域の面積が 10,000 ㎡以上（緑地の保全、育成区域の場合は 5,000 ㎡以上）の場合）

3. 許可申請

- ◆許可基準への適合

- 許可基準
 - ・欠格事項に該当しないこと、経理的基礎を有すること
 - ・廃棄物の混入防止措置、粉じん・騒音等の防止措置、景観（自然環境）との調和措置が講じられていること 等

4. 土砂搬入開始前

- ◆土砂搬入に向けた準備

- 標識の掲示（縦 70 cm 以上 × 横 90 cm 以上）、境界の明示
- 搬入搬出管理簿の備付
- 土砂搬入届の提出（土砂採取場所ごと）

5. 施工期間中

- ◆適切な維持管理

- 搬入土砂の検査、報告（3 ヶ月毎）
- 水質調査の実施、報告（毎月（4 項目）／年 1 回（全項目））
- 許可申請書、水質調査結果等の公開
- 土砂搬入届の提出、搬入搬出管理簿への記録・保存（5 年間）

6. 土砂搬入終了時

- ◆完了（廃止）届の提出

- 水質調査の実施、報告書を添付

7. 完了検査・事業終了

許可を要する土砂埋立て等（特定事業）

土砂埋立て等の用に供する区域の面積が 1,000 m²以上で、かつ、高さが 1 mを超える土砂埋立て等（事業区域外から土砂を搬入する場合に限ります。）

※国、地方公共団体等が行う事業、災害復旧のための応急措置等は許可不要です。

【特定事業に該当する例】

残土処分場、開発事業、宅地造成、農地のかさ上げ、一時堆積、共同施行による土地改良事業など

許可を受けるために実施が必要な主な手続き

事前協議

特定事業の許可が必要であると判断された場合、事前協議書（様式第 1 号）に必要事項を記入し、必要書類（事業区域及びその周辺の位置図、平面図、廃棄物の混入・土壌安全基準に適合しない土砂の搬入防止措置の内容、事業完了後の構造を示す図面等）を添付の上、環境局事業系廃棄物対策課（以下「担当課」）に提出する必要があります。

説明会の開催

特定事業の許可申請を行う前に、事業区域周辺の住民等に対して、特定事業の内容に関する説明（原則、説明会の開催によること）を行い、その結果を報告書（様式第 3 号）に記載し、許可申請書とともに担当課に提出する必要があります。

【周知が必要な範囲】

事業区域の面積	説明が必要な範囲
3,000 m ² 未満の場合	事業区域の境界から水平距離が 15mの範囲内の住民及び自治会
3,000 m ² 以上の場合	事業区域の境界から水平距離が 50mの範囲内の住民及び自治会

上表のほか、特定事業区域からの排水が流入する河川等の下流で、農業用水として取水している者、団体（土地改良区等）がある場合は、説明が必要です。

土地所有者の同意

特定事業を行おうとする事業区域全ての土地所有者から、土地使用に関する同意書（様式第 4 号）により同意を得る必要があります。

環境影響調査の実施

特定事業の事業区域の一部又は全部が市街化調整区域であり、事業区域の面積が 10,000 m²以上の場合、環境影響調査を実施する必要があります。調査及び予測が必要な項目は、大気質、騒音、振動、水質及び自然環境です。

保証金の預入れ

特定事業の事業区域の面積が 10,000 m²以上（緑地の保全、育成区域の場合は 5,000 m²以上）の場合、生活環境及び自然環境の保全上の支障の除去に必要な費用（保証金。埋立容量 1 m³あたり 1,100 円。）を、あらかじめ定期預金により預け入れる必要があります。（ただし、都市計画法第 29 条に基づく開発事業、共同施行による土地改良事業は除く。）

保証金は、行政代執行で実施する生活環境・自然環境の保全等の措置に要する経費に充当します。

許可の基準

特定事業の許可を受けるために必要な基準は、次のとおりです。

- 申請者や現場責任者が、欠格事項（暴力団員である、施工に関して不正又は不誠実な行為をするおそれがある、等）に該当しないこと。
- 特定事業を的確、かつ継続して行うに足る経理的基礎を有すること。
- 土地所有者の同意を得ていること。
- 事務所を設置し、その事務所に現場責任者を常駐させること。
- 廃棄物の土砂等への混入防止、土壌安全基準に適合しない土砂の使用防止等の措置が講じられていること。
- 事業区域外の地域への排水の汚染状態を測定するための措置が講じられていること。
- 事業区域及び周辺への粉じん、騒音、振動等の防止措置が講じられていること。
- 施工中及び施工後の土地利用について、事業区域及び周辺の景観（自然環境）との調和を図るための措置が講じられていること。
- 保証金の預入れが必要な場合、その手続きを終えていること。

特定事業の施工期間中に実施すべき主要内容

土砂搬入届の提出

特定事業の区域内に土砂等を搬入しようとするときは、土砂等の採取場所ごとに、土砂搬入届（様式第 11 号）に土砂等採取場所証明書（様式第 12 号）及び搬入する土砂等が土壌安全基準に適合していることを証する書面（計量証明書）を添付し、担当課に提出する必要があります。

搬入土砂の検査・報告

特定事業の区域内に土砂等を搬入しようとするときは、土砂等への廃棄物の混入、付着の有無を検査（展開検査）し、その結果（搬入者名、搬入車両の番号、廃棄物等の混入の有無等）を担当課に報告（3 ヶ月毎）する必要があります。

検査の結果、廃棄物等の混入が認められる場合、搬入は禁止です。搬入者に持ち帰らせるなどの措置が必要です。

水質調査の実施・報告

特定事業の期間中、事業区域外への排水の水質調査を実施し、その結果を担当課に報告する必要があります。

調査項目	調査頻度
鉛、ヒ素、ふっ素、ほう素	月 1 回
その他の項目	年 1 回（1 年未満の特定事業の場合、期間中に 1 回）

水質基準に適合していないことを確認した場合は、すぐに市に報告し、原因の調査、必要な措置を講じる必要があります。

申請書等の公開

特定事業の施工期間中、特定事業の実施状況に関する書類（許可申請書、搬入土砂の検査結果報告書、水質調査報告書等）をインターネット等により公開する必要があります。なお、許可申請書に記載の個人情報については、非公開とする必要があります。

その他

特定事業を実施後、事業内容に変更があった場合は、変更許可、軽微変更届等が必要です。また、事業を他の者から譲り受ける場合、譲受けの許可、承継届等が必要です。

特定事業の完了時に実施すべき事項

完了届の提出

特定事業の許可を受けた土砂の搬入終了後、特定事業完了届を、盛土規制法または都市計画法に基づく検査済証および完了時に行った水質調査結果とあわせて担当課に提出する必要があります。

完了届提出後、本市職員が現地確認した後、事業終了となります。

土地所有者の責務

土地の使用に同意した土地所有者は、特定事業の施工中、毎月 1 回以上、同意の際に説明を受けた内容と相違がないかを確認する必要があります。

○確認の結果、説明内容と相違があること等が分かった場合は、特定事業を行っている者に対し、特定事業の中止、原状回復その他必要な措置を取るよう求めるとともに、市に報告する必要があります。

○特定事業を行っている者が、市からの勧告、命令に従わず、必要な措置を講じなかった場合で、かつ土地所有者が施工状況の確認を怠っていた場合は、土地所有者に必要な措置を講ずるよう勧告、命令することがあります。

改善勧告・措置命令・許可の取消し、罰則等

市条例の内容に違反して特定事業を行った場合、改善勧告、措置命令等の対象となります。改善勧告、措置命令等に従わなかった場合、特定事業の許可が取消されるとともに、罰則が適用されることがあります。

土砂搬入禁止区域の指定

土砂埋立て等の区域の面積が 1,000 m²以上であって、土砂埋立てを継続することにより生命、身体、財産を害するおそれがあると認められる場合は、土砂埋立て等の区域及びその周辺区域を期間を定めて（6 月以内）、一切の土砂の搬入を禁止する区域（土砂搬入禁止区域）に指定することがあります。

【土壌安全基準】（令和 3 年 4 月 1 日改正）

	項 目	溶出基準	含有基準
1	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L 以下	45 mg/kg 以下
2	六価クロム化合物	0.05 mg/L 以下	250 mg/kg 以下
3	クロロエチレン	0.002 mg/L 以下	—
4	シマジン	0.003 mg/L 以下	—
5	シアン化合物	検出されないこと	50 mg/kg 以下
6	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下	—
7	四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	—
8	1, 2—ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	—
9	1, 1—ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	—
10	1, 2—ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	—
11	1, 3—ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下	—
12	ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	—
13	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L 以下、かつ、アルキル水銀が検出されないこと	15 mg/kg 以下
14	セレン及びその化合物	0.01 mg/L 以下	150 mg/kg 以下
15	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	—
16	チウラム	0.006 mg/L 以下	—
17	1, 1, 1—トリクロロエタン	1 mg/L 以下	—
18	1, 1, 2—トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下	—
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	—
20	鉛及びその化合物	0.01 mg/kg 以下	150 mg/kg 以下
21	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L 以下	150 mg/kg 以下
22	ふっ素及びその化合物	0.8 mg/L 以下	4,000 mg/kg 以下
23	ベンゼン	0.01 mg/L 以下	—
24	ほう素及びその化合物	1 mg/L 以下	4,000 mg/kg 以下
25	ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと	—
26	有機りん化合物	検液中に検出されないこと	—
27	ダイオキシン類	—	1,000pg-TEQ/g 以下

Q & A

Q1 兵庫県条例に基づく特定事業の許可を受けて、特定事業を行っているのですが、神戸市条例で新たに規定された搬入土砂の検査・報告、水質調査の実施・報告、土砂搬入届への分析結果の添付等は、適用されるのでしょうか。

搬入土砂の検査・報告、水質調査の実施・報告など、特定事業の許可を受けた後、実施する必要がある規定については、令和2年10月31日以前に特定事業の許可を受けた事業についても適用されます。市条例の規定に従って実施してください。

Q2 土壌安全基準に適合しない土砂の使用の禁止は、許可を要する土砂埋立行為にのみ適用されるのですか。

土壌安全基準に適合しない土砂の使用は、許可を要する行為のみでなく、許可を要しない行為であっても、適用されます。

Q3 都市計画法に基づく開発事業の手続きの中で、説明会の開催が求められています。このような場合、この条例に基づく説明会を別途開催する必要があるのですか。

説明会において、特定事業の内容等、規則で定めている必要な事項を説明すれば、改めて説明会を開催する必要はありません。

Q4 市条例に基づく環境影響調査はどのような方法で行えばよいのでしょうか。

市条例では、事業区域の一部または全部が市街化調整区域であり、事業区域の面積が10,000㎡以上の場合、環境影響調査（大気質、騒音、振動、水質及び自然環境の現状調査及び事業による影響の予測）を行っていただきます。

その方法は、規則により、大気質、騒音、振動、水質については環境省より示されている「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」に記載の「最終処分場の生活環境影響調査手法」、自然環境については、神戸市環境影響評価等に関する条例第8条第1項の規定に基づく「環境影響評価等技術指針」に掲げる植物・動物・生態系の調査、予測の手法に準じて行ってください。

Q5 土砂搬入届に添付する土砂の分析は、誰が行うのですか。

特に規定を設けていませんが、通常は、土砂処分を依頼した者が土砂の分析を行い、土壌安全基準に適合していることを土砂受入者に示す必要があると考えています。汚染した土砂を受け入れると、受け入れた者に命令、罰則等が適用されるだけでなく、その措置に多大な費用（浄化、除去工事等に要する費用）を要することになります。

搬入する土砂の汚染状況を事前に確認することは、特定事業を行う者にとっても、有益ですので、分析結果により土壌安全基準に適合していることを確認した後、搬入してください。

Q6 搬入土砂の検査はどのように行えばよいのでしょうか。

搬入土砂の検査方法は、規則で定めるとおり、搬入するすべての車両について、搬入時に重機等で土砂を攪拌して、廃棄物が混入しているか確認し、廃棄物が混入している場合は、事業区域内に埋め立てせず、搬入者に持ち帰らせてください。

また、混入状況を確認している間は、搬入車両を待機させておいてください。

Q7 水質調査の結果、水質基準を超えていた場合は、何か罰則があるのですか。

水質調査の結果、水質基準の超過を把握した場合は、直ちに市にその旨を報告し、原因の調査、生活環境等への支障を除去するために必要な措置を講じる必要があります。

これらを怠ると、措置命令の対象となり、その命令に従わない場合、罰則が適用される場合があります。

Q8 土砂の不適正な処理が行われた場合、直ちに土地所有者に対して、勧告・命令等の措置を行うのですか。

土砂の不適正な処理が発生した場合の責任は、まず、不適正処理を行った者にその責任があることは言うまでもありません。まず、その者に対して、適正な処理が行われるようする指導等を行います。

ただし、土地所有者が無関心であると、法令遵守の意識が薄れ、「見つからなければよい」という意識が働き、不適正な土砂埋立てを助長しているケースがあります。また、本来、土地の所有者には、善良にその土地を管理する義務があります。そのため、土砂埋立てを行った者が指導等に従わず、土地所有者が特定事業の実施状況の確認義務等を怠っていた場合に、勧告、命令を行うこととしています。

※ 神戸市のウェブサイト「土砂埋立て等の規制（埋立て・盛土・一時たい積の特定事業）」から、条例規則対照表、特定事業の手引き、各種様式がダウンロードできます。

神戸市 土砂条例

検索



お問い合わせ先・担当課

神戸市環境局事業系廃棄物対策課（民間施設担当）

〒651-0086 神戸市中央区磯上通 7-1-5

TEL: 078-595-6192

（令和7年7月改正）